

太田市フリースクール等民間施設事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、不登校児童生徒の受け皿となっている太田市内のフリースクール等民間施設（以下「民間施設」という。）の活動を支援するため、民間施設の設置者である法人に対して民間施設を利用する児童生徒の指導体制の整備、教材、体験活動等の充実に要する経費の一部を助成し、もって児童生徒の社会的自立及び学校復帰に資することを目的として、太田市フリースクール等民間施設事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象施設)

第2条 補助金の交付の対象となる民間施設は、次に掲げる要件の全てを満たす民間施設とする。

- (1) 不登校児童生徒に対する相談・指導を主たる目的としていること。
- (2) 非営利法人（学校法人を除く。）が運営する施設であって、かつ、2年以上の活動実績（任意団体として活動していた期間を含む。）があること。
- (3) 学校との間に十分な連携・協力関係が構築されていること。
- (4) 太田市に在住し、小学校、中学校、特別支援学校等に在籍する不登校児童生徒を含む、複数の児童生徒を受け入れていること。
- (5) 施設の利用料が比較的低額であり、当該民間施設の収入のみでは適切な運営が困難と認められるものであること。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表の補助メニューごとに定める経費の内容に定める経費とする。

- 2 国、地方公共団体その他の団体から、他の制度による補助金の交付を受け、又は受けようとする経費については、補助金の交付の対象外とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表に定める補助額（上限）と補助対象経費の支出（予定）額のいずれか少ない方の額とする。

- 2 補助金は、予算の範囲内において交付する。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業は、当該年度の4月1日から翌年3月31日ま

での期間内に実施された別表に定める補助メニューに係る事業とする。

(関係書類の整備)

第6条 補助金の交付を受けた民間施設は、補助事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しておかなければならない。

(事業の中止又は廃止)

第7条 補助対象施設は、補助事業の中止又は廃止をしようとする場合は、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

2 補助対象施設は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分制限期間(減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に基づく耐用年数表に定める期間をいう。)が経過するまでの間、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。

3 補助対象施設が市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、市長は、その収入の一部を市に納付させることができる。

4 補助対象施設は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効の際現に補助金の交付の決定を受けた民間施設については、第6条及び第7条の規定は、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

別表（第4条関係）

太田市フリースクール等民間施設事業費補助基準

補助額（上限）												
<p>○ 補助事業者は、下記補助メニューのうちから現状に即したものを選択する。</p> <p>○ 1団体当たりの年間補助限度額は、1,900千円とする。</p>												
補助メニュー	経費の内容	補助額（上限）										
1 配置職員の充実												
必要職員の確保	<p>○ 児童生徒の相談・指導に関わる職員が下記基準数を下回る場合、基準数に至るまで職員を追加配置するために要する経費</p> <p>【基準数】</p> <table border="0"> <tr> <td>児童生徒8名以下</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>児童生徒9名～16名</td> <td>3名</td> </tr> <tr> <td>児童生徒17名～24名</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>児童生徒25名～32名</td> <td>5名</td> </tr> <tr> <td>児童生徒33名以上</td> <td>6名</td> </tr> </table> <p>※ 補助額は、日額7,480円を上限とする。</p>	児童生徒8名以下	2名	児童生徒9名～16名	3名	児童生徒17名～24名	4名	児童生徒25名～32名	5名	児童生徒33名以上	6名	<p>職員1名につき1,855千円（7,480円/日×248日）</p> <p>※ 職員は、現行で最低1名いることが前提（ただし、当該職員は補助対象外）</p>
児童生徒8名以下	2名											
児童生徒9名～16名	3名											
児童生徒17名～24名	4名											
児童生徒25名～32名	5名											
児童生徒33名以上	6名											
カウンセラー配置	<p>○ カウンセラー等の配置に要する経費</p> <p>【資格要件】</p> <p>臨床心理士 精神科医師 大学教官（心理学専攻）</p> <p>準ずる者として、大学卒で5年以上の相談経験、大学院修了又は医師で1年以上の相談経験でも可</p>	<p>700千円 （5,000円/h×2h×70日）</p>										

		※ 補助額は、時間単価5,000円を上限とする。	
2	活動の充実		
	教材・教具の整備 体験学習・実習費 ボランティア活動	<p>○ 教材及び教具の整備に係る経費（児童生徒の指導に使用する教材、教具等（参考図書を含む。））</p> <p>○ 体験学習・実習等の実施に直接要する経費</p> <p>【経費内容】 講師謝金（委託料を含む。） 講師及び引率者の旅費 当該活動に係る保険料 当該活動に係る消耗品費、印刷製本費、燃料費、通信運搬費、使用料及び賃借料</p> <p>○ ボランティア活動に係る経費</p> <p>【経費内容】 当該活動に係る謝金 当該活動に係る交通費</p>	800千円
	施設借上料	<p>○ 児童生徒の相談、指導等のために新たに必要となる施設の借上料</p> <p>※ 月額50,000円を上限とする。</p>	600千円（50,000円×12月）